

# 収穫調査委託契約書(案)

## 1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等)	委託 予定数量 (ha)	委託予定金額	調査場所
第1回収穫調査委託 1号(仁鮎地区外) (米代西部森林管理署)	428.82	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) ( ) の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

## 2. 契約期間

自 令和 8 年 月 日 (契約日の翌日から)

至 令和 9 年 1 月 29 日

## 3. 契約保証金 免除

## 4. 特約事項

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 小野寺 靖久 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和8年3月31日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

委託者(甲) (住所) 秋田県能代市御指南町3-4-5  
(氏名) 分任支出負担行為担当官  
米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

受託者(乙) (住所)  
(氏名)

## 調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
仁鮎	分収造林	9り	9.41	6,116	皆伐	100	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	21い	5.54	102	列間(簡標)	20	標準地(簡標 又は3Dレサ <sup>+</sup> )	
仁鮎	国有林	21い1	2.09	37	列間(簡標)	20	標準地(襲用)	21い襲用
仁鮎	国有林	21と	2.29	1,438	皆伐	100	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	21と1	1.45	20	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	21ち襲用
仁鮎	国有林	21ち	4.80	188	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	21ち1	1.24	54	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	21ち襲用
仁鮎	国有林	22ね	1.89	20	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23い襲用
仁鮎	国有林	23い	6.53	208	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	23い1	1.84	37	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	21い2襲用
仁鮎	国有林	23い2	3.54	75	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23い3	2.54	45	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23い4	2.46	42	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23い6	3.27	58	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23い7	2.87	190	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23い8	2.61	162	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23い10	1.41	27	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23い襲用
仁鮎	国有林	23い11	2.98	117	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23い襲用
仁鮎	国有林	23い12	0.76	21	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23い襲用
仁鮎	国有林	23は1	3.90	114	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23は2	1.12	36	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	23に襲用
仁鮎	国有林	23は4	4.06	43	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	23い襲用
仁鮎	国有林	23に	5.00	97	列間(簡標)	25	標準地(簡標 又は3Dレサ <sup>+</sup> )	
仁鮎	国有林	23ほ	11.28	1,383	列間(簡標)	25	標準地(簡標 又は3Dレサ <sup>+</sup> )	
仁鮎	国有林	24へ	1.92	160	列間(簡標)	20	標準地(襲用)	23ほ襲用
仁鮎	分収造林	26ろ	10.61	6,895	皆伐	100	標準地(簡標)	

## 調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
仁鮎	分収造林	27に	13.22	7,506	皆伐	100	標準地(簡標)	
仁鮎	分収造林	31へ	7.51	3,789	皆伐	100	直径每木	
仁鮎	分収造林	46か	2.85	73	定間(全標)	25	直径每木	
仁鮎	国有林	47い	1.53	50	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	47い1襲用
仁鮎	国有林	47い1	7.89	480	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	47ろ	0.65	310	皆伐	100	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	47る1	1.50	48	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48い	10.46	1,015	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	48ぬ襲用
仁鮎	国有林	48ろ	6.57	867	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48は	10.78	1,416	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48に	8.31	688	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	48ぬ襲用
仁鮎	国有林	48に1	5.14	176	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48へ	6.66	564	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	48ぬ襲用
仁鮎	国有林	48と	2.22	426	複層伐(帯・群)	39	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48ち	4.30	649	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	48は襲用
仁鮎	国有林	48り	3.94	843	複層伐(帯・群)	40	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48ぬ	10.70	1,148	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48る	3.32	512	複層伐(帯・群)	30	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	48わ	0.87	186	複層伐(帯・群)	39	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	49い	4.22	798	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	49ろ	1.69	238	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	49に	6.73	759	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	49へ襲用
仁鮎	国有林	49へ	11.86	1,331	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	分収造林	62は	5.94	135	定間(全標)	25	直径每木	
仁鮎	分収造林	62は1	2.69	172	定間(全標)	25	直径每木	
仁鮎	分収造林	70い1	5.05	286	定間(全標)	25	直径每木	

## 調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
仁鮎	分収造林	70ろ	19.03	10,103	皆伐	100	標準地(簡標)	
仁鮎	分収造林	90い1	8.96	525	定間(全標)	25	直径毎木	
仁鮎	国有林	90ち	6.26	851	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	90ぬ	8.08	908	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	90る	8.82	1,399	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	91い	2.34	59	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	91ほ襲用
仁鮎	国有林	91ろ	7.67	399	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	91ほ襲用
仁鮎	国有林	91は	1.45	116	複層伐(天)	35	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	91に	2.43	75	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	91ほ襲用
仁鮎	国有林	91ほ	8.00	166	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
仁鮎	国有林	91ぬ	3.11	116	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	91ほ襲用
真名子	国有林	1147へ	3.75	642	複層伐(帯・群)	40	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147と	0.35	57	複層伐(帯・群)	37	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147ち	1.38	231	複層伐(帯・群)	39	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147る	43.74	1,687	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147る2	1.25	186	複層伐(帯・群)	40	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147わ	1.52	187	複層伐(帯・群)	36	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147か	2.52	378	複層伐(帯・群)	35	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147た	0.73	121	複層伐(帯・群)	33	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147れ	7.32	642	複層伐(帯・群)	35	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147つ	7.55	284	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147な	5.64	713	複層伐(帯・群)	37	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147な1	0.15	19	複層伐(帯・群)	27	精密毎木	
真名子	国有林	1147ら	1.51	239	複層伐(帯・群)	38	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147て	14.05	1,803	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
真名子	国有林	1147あ	4.27	640	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	



## 特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。